

第1回 柳泉園組合・東村山市 加入協議会資料

令和7年10月2日

協議会設立経緯

月 日	内 容
令和7年 4月21日	【東村山市】 柳泉園組合に対し、ごみの広域処理に向けた申入れ手交式 「柳泉園組合への東村山市加入について、協議の場の設定。」
令和7年 5月13日	【柳泉園組合】 東村山市に対し、申入れについて受諾回答 ※協議の場は、準備に一定の時間を要する旨を記載
令和7年 6月23日 ～ 令和7年 8月14日	【柳泉園組合】 柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会設置 ※関係市副市長及び組合助役による協議会と関係市清掃担当部長、課長、 組合事務局長及び組合課長による幹事会を各3回開催
令和7年 8月19日	【柳泉園組合】 令和7年第4回管理者会議に報告し、了承
令和7年 8月20日	【柳泉園組合】 東村山市に対し、協議の場が整った旨の回答
令和7年10月 1日	【柳泉園組合】 「柳泉園組合・東村山市加入協議会」を設置

協議フロー

柳泉園組合 + 関係市（清瀬市、東久留米市、西東京市） + 東村山市

柳泉園組合・東村山市
加入協議会

合意・決定

柳泉園組合管理者（会長）※
清瀬市長
東久留米市長※
西東京市長（会長職務代理）
東村山市長

4名による協議

※柳泉園組合管理者と東久留米市長は兼任

柳泉園組合・東村山市
加入協議会幹事会

柳泉園組合助役（座長）
清瀬市副市長
東久留米市副市長
西東京市副市長
東村山市副市長
清瀬市清掃担当部長
東久留米市清掃担当部長
西東京市清掃担当部長
東村山市清掃担当部長

9名による検討、協議

③調査・検討結果の
報告

②調査・検討の
指示

①柳泉園組合ごみの広域処理に
向けた検討準備協議会で
決定した協議項目を提示

事務局：柳泉園組合

協議スケジュール案

協議とりまとめ目標

内容		令和 7 年度		令和 8 年度				令和 9 年度		
		1 0 月～	1 月～	4 月～	7 月～	1 0 月～	1 月～	4 月～	7 月～	1 0 月～
加入協議	柳泉園組合・東村山市加入協議会(予定)	全 5 回程度					▶▶▶▶▶			
	同上幹事会(予定)	全 7 回程度					▶▶▶▶▶			
	柳泉園組合(予定)							施設整備基本計画		
	柳泉園組合及び各市議会(予定)	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶
	周辺自治会協議会(予定)	適宜開催予定								

 …柳泉園組合議会
  …各市議会

加入協議会における協議項目について

1 柳泉園組合既存施設に関する事項

(1) 周辺環境への影響

(2) 柳泉園クリーンポートへの影響

2 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

(1) 新施設整備事業との調整

(2) 国や東京都の方針との整合

3 東村山市加入に伴う諸課題

(1) 加入時負担金と単年度負担金

(2) 補助金活用と財政計画

(3) 規約変更について

加入協議会における協議項目について

協議項目

1 柳泉園組合既存施設に関する事項

(1) 周辺環境への影響 (2) 柳泉園クリーンポートへの影響

協議方針

(1) 周辺環境への影響

→加入協議期間中に1週間程度、東村山市の燃やせるごみを柳泉園組合に搬入し処理を行い、ごみ処理に伴う排ガス分析結果に特段の影響がないことを確認する。

併せて、新所沢街道及び組合搬入口付近における交通調査を実施する。

(2) 柳泉園クリーンポートへの影響

→東村山市の燃やせるごみを受け入れるにあたり、推計焼却処理量、運転計画や稼働日数への影響、施設の実務運営に係る影響及び搬入可能時期について確認する。

加入協議会における協議項目について

協議項目

2 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

(1) 新施設整備事業との調整 (2) 国や東京都の方針との整合

協議方針

(1) 新施設整備事業との調整

→東村山市加入に伴う柳泉園組合の施設整備事業に与える影響を確認し、柳泉園組合基本構想における施設規模や事業費、事業スケジュールの協議・検討を行う。

(2) 国や東京都の方針との整合

→国や東京都の方針と整合性を図りつつ、広域化・集約化の検討を行う。

加入協議会における協議項目について

協議項目

3 東村山市加入に伴う諸課題

(1) 加入時負担金と単年度負担金 (2) 補助金活用と財政計画 (3) 規約変更について

協議方針

(1) 加入時負担金と単年度負担金

→柳泉園組合への加入時負担金について、金額を算出し、支払い期間等の負担方法の協議・検討を行う。また、単年度負担金についても、金額を算出し、協議・検討を行う。

(2) 補助金活用と財政計画

→加入協議における補助金の活用可能性、補助対象外となる経費の負担及び財政計画について協議・検討を行う。

(3) 規約変更について

→柳泉園組合への加入時に必要な手続き事項を確認し、附帯事項等が発生した場合の約定方法について協議・検討を行う。

加入協議に係る費用負担について

方針：加入協議により生じることが見込まれる費用については、東村山市に負担を求める。

理由：加入協議により生じることが見込まれる費用は、東村山市からの申入れにより発生する費用であり、柳泉園組合及び関係市における組合運営上、もともと想定していない費用であるため。

加入協議により見込まれる費用（現在想定）

①ごみ処理費用

5 ページ（１）周辺環境への影響に際し、東村山市燃やせるごみを柳泉園組合にて処理するための費用

※想定算出方法：搬入量×ごみ処理費実費負担分

②交通調査委託料

5 ページ（１）周辺環境への影響に際し、新所沢街道及び組合搬入口付近における交通調査の実施に係る委託料

※想定算出方法：見積による

③その他必要となる費用

※いずれも令和８年度実施予定

※柳泉園組合及び東村山市

令和８年度予算による予算措置を想定

※活用可能な国及び東京都補助金を活用し、負担軽減を図る